



栃木県公報

平成29年
12月5日(火)
第2942号

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定..... 963
- 生活保護法による指定介護機関の名称等の変更..... 964
- 遊漁規則の変更..... 965
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可..... 967

公 告

- 都市計画の構想に関する公聴会の開催..... 968

告 示

栃木県告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月5日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成29年 11月1日	栗田 浩治	佐野市飯田町650-3	アイリス調剤薬局	足利市本城一丁目1495-8	居宅療養管理 指導
平成29年 8月1日	株式会社ファーコス	東京都千代田区神田練塀町68番地1ムラタヤビル2階	ファーコス薬局片柳	栃木市片柳町四丁目15番29	居宅療養管理 指導
平成29年 9月1日	社会福祉法人ユートピアにしかた	栃木市西方町金崎403-1	短期入所生活介護事業所雅の風	栃木市西方町金崎403-1	短期入所生活 介護
平成29年 9月1日	株式会社ミック	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号大名古屋ビルヂング30階	エムハート薬局朱雀店	佐野市堀米町3947番地14	居宅療養管理 指導
平成29年 11月1日	田村 一夫	小山市若木町一丁目19-2	田村歯科医院	小山市若木町一丁目19-2	居宅療養管理 指導

平成29年 6月1日	医療法人仲嶋医院	さくら市氏家 3245-20	仲嶋医院	さくら市氏家 3245-20	通所リハビリ テーション
---------------	----------	-------------------	------	-------------------	-----------------

2 居宅介護支援事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成29年 9月1日	社会福祉法人ユー トピアにしかた	栃木市西方町金崎403-1	雅の風ケアプラン センター	栃木市西方町金崎403-1

3 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成29年 11月1日	栗田 浩治	佐野市飯田町650-3	アイリス調剤薬局	足利市本城一丁目 1495-8	介護予防居宅 療養管理指導
平成29年 8月1日	株式会社ファー コス	東京都千代田区神 田練堀町68番地1 ムラタヤビル2階	ファーコス薬局片 柳	栃木市片柳町四丁 目15番29	介護予防居宅 療養管理指導
平成29年 9月1日	社会福祉法人ユー トピアにしかた	栃木市西方町金崎 403-1	短期入所生活介護 事業所雅の風	栃木市西方町金崎 403-1	介護予防短期 入所生活介護
平成29年 9月1日	株式会社ミック	愛知県名古屋市中 村区名駅三丁目28 番12号大名古屋ビ ルヂング30階	エムハート薬局朱 雀店	佐野市堀米町3947 番地14	介護予防居宅 療養管理指導
平成29年 11月1日	田村 一夫	小山市若木町一丁 目19-2	田村歯科医院	小山市若木町一丁 目19-2	介護予防居宅 療養管理指導
平成29年 6月1日	医療法人仲嶋医院	さくら市氏家 3245-20	仲嶋医院	さくら市氏家 3245-20	介護予防通所 リハビリテー ション

栃木県告示第545号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年12月5日

栃木県知事 福田 富 一

1 居宅介護事業者

変 更 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	

平成28年 10月1日	永光ライフ株式会社	小山市南乙女一丁目16番地22(栃木市大平町西水代3524番地18サンフォレスト103号)	永光ライフ株式会社えいこう(永光)ケアーズ	小山市南乙女一丁目16番地22(栃木市大平町西水代3524番地18サンフォレスト103号)	訪問介護
平成29年 3月13日	株式会社ステップ	那須塩原下永田五丁目1356番地6(那須塩原市下永田一丁目1425番地)	ステップリハビリ・那須	那須塩原下永田五丁目1356番地6(那須塩原市下永田一丁目1425番地)	通所介護

(注) 表の居宅介護事業者の主たる事業所の所在地の欄及び居宅介護事業者の所在地の欄中の()内は変更前のもの

2 介護予防事業者

変 更 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成28年 10月1日	永光ライフ株式会社	小山市南乙女一丁目16番地22(栃木市大平町西水代3524番地18サンフォレスト103号)	永光ライフ株式会社えいこう(永光)ケアーズ	小山市南乙女一丁目16番地22(栃木市大平町西水代3524番地18サンフォレスト103号)	介護予防訪問介護
平成29年 3月13日	株式会社ステップ	那須塩原下永田五丁目1356番地6(那須塩原市下永田一丁目1425番地)	ステップリハビリ・那須	那須塩原下永田五丁目1356番地6(那須塩原市下永田一丁目1425番地)	介護予防通所介護

(注) 表の介護予防事業者の主たる事業所の所在地の欄及び介護予防事業者の所在地の欄中の()内は変更前のもの

(保健福祉課)

栃木県告示第546号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

平成29年12月5日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 漁業権者の住所及び名称

日光市小百1719番地
今北漁業協同組合
宇都宮市平出工業団地6番地7
栃木県鬼怒川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第9号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

今北漁業協同組合及び栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃

木県告示第32号)

(2) 変更内容

第7条第2項の表未就学の幼児及び小学校児童の項中「未就学の幼児及び小学校児童」を「18歳以下の者」に改め、同表中学校生徒及び肢体不自由者（身体障害者手帳を提示した者に限る。）の項中「中学校生徒及び」を削る。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成29年12月5日

II

1 漁業権者の住所及び名称

日光市日蔭585番地

栗山漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第13号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

栗山漁業協同組合内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

第7条第2項の表未就学の幼児及び小学校児童の項中「及び小学校児童」を「、小学校児童、中学校生徒及び障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）」に改め、同表中学校生徒及び肢体不自由者（身体障害者手帳を提示した者に限る。）の項を削る。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成29年12月5日

III

1 漁業権者の住所及び名称

鹿沼市草久1336番地1

西大芦漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第19号

3 漁業規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

西大芦漁業協同組合内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

第2条中「第7条」を「第8条」に改める。

第4条の表あゆの項中「10月31日」を「11月30日」に改め、同表さくらます・やまめ、にじます、いわな、かじか及びうなぎの項中「、にじます」を削り、同表に次のように加える。

にじます	1月1日から12月31日まで
------	----------------

第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項の表中「10月31日」を「11月30日」に、

「	組合が定めて公示する雑魚解禁日の翌日から9月19日までの間の1日	1,700円	500円	を
	1月1日から2月末日までの間の1日	1,200円	300円	
「	組合が定めて公示する雑魚解禁日の翌日から9月19日までの間の1日	1,700円	500円	に改め、同表に

次のように加える。

にじます（キャッチ・アンド・リリース区域で採捕されるものに限る。）	竿釣	組合が定めて公示する期間の1日	2,000円	500円
-----------------------------------	----	-----------------	--------	------

第7条第2項の表未就学の幼児及び小学校児童の項中「及び小学校児童」を「、小学校児童及び中学校生徒」に改め、同表中学校生徒及び心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳を提示した者に限る。）の項中「中学校生徒」を「高等学校生徒」に改め、同条を第8条とする。

第6条の表さくらます・やまめ及びいわなの項中「及びいわな」を「、いわな及びにじます」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（キャッチ・アンド・リリース区域の設置）

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
全魚種（あゆを除く。）	鹿沼市下大久保地先下大久保堰から上流の鹿ノ入橋までの大芦川（支流を除く。）の区域のうち、組合が定めて公示する区域	組合が定めて公示する期間

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁は、次のとおりとする。

- (1) 毛バリ釣及びブルアー釣以外の漁法を用いてはならない。
- (2) カエシのないシングルフック以外の釣針を用いてはならない。
- (3) ビク、クーラーボックスその他の採捕した魚を持ち帰るための物を持ち込んではない。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成29年12月5日

(生産振興課)

栃木県告示第547号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、真岡市長田土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月5日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 組合の名称 真岡市長田土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成3年3月1日から平成34年3月31日まで
- 3 施行地区
 - 真岡市長田 字南原、字坪ノ内及び字西ノ内の全部
字シヨジ合、字柳田測、字屋敷付、字御新田、字郷シウヤ、字新道、字本田山及び字南屋敷の各一部
 - 真岡市上大沼の一部
 - 真岡市上大沼 字大野原及び字一本杉の全部
字堂上、字南原、字中道、字北原台及び字芝立野の各一部
 - 真岡市粕田 字台畑の一部
 - 真岡市寺分 字台畑の全部
 - 真岡市下大沼 字並木内の一部
 - 真岡市大沼の一部
 - 真岡市大沼 字外山及び字一本松の全部

字中畑及び字南原の各一部

真岡市松山町の一部

真岡市加倉 字新田前の一部

- 4 事務所の所在地 真岡市荒町5191番地
- 5 設立認可の年月日 平成3年2月25日
- 6 変更の内容 設計の概要、事業施行期間及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成29年11月27日

(都市計画課)

公 告

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、矢板都市計画道路3・4・8号片岡西通りの変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県矢板土木事務所及び矢板市経済建設部都市整備課において平成29年12月5日から同月19日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに好事に意見申出書を提出することができる。

平成29年12月5日

栃木県知事 福 田 富 一

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成29年12月27日（水）午後7時から

(2) 場所

矢板市片岡2098番地3

矢板市片岡公民館

2 都市計画の構想

都市計画の変更に係る構想

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表面式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・8	片岡西通り	矢板市片岡字横町	矢板市乙畑字菅ノ沢	矢板市乙畑字ドタメキ	約4,010m	地表面式	2車線	18.0m	JR東北新幹線と立体交差 JR東北本線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	
	車線の数の内訳		2車線			約3,370m					
				4車線			約640m				

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開

催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）又は栃木県矢板土木事務所企画調査部企画調査課（電話0287-44-2189）に問い合わせること。

（都市計画課）